

平成 24 年 9 月 10 日

余裕教室を活用した保育所整備について ～学校施設の有効活用に関する調査研究報告書～

国立教育政策研究所文教施設研究センターにおいて、学校施設の有効活用に関する調査研究を実施し、報告書を取りまとめましたので公表します。

1. 趣旨・経緯

- ・全国の待機児童はいわゆる都市部に集中していますが、保育所整備に必要なスペースの確保が容易ではないことから、その具体的方策として小中学校の余裕教室等の既存の社会資源の活用などを推進することとされています。
- ・学校施設においては、児童生徒数の減少に伴って生じた余裕教室を社会教育施設等に転用した事例は多数あるものの、保育所へ転用した事例はそれほど多くありません。
- ・このため、国立教育政策研究所では、文部科学省からの要請を受け、厚生労働省とも連携して、余裕教室を保育所に活用する際の問題点や推進方策を検討するため調査研究を実施し、このたび報告書を取りまとめました。

2. 報告書の骨子

- ・余裕教室に保育所を整備した事例を対象にアンケート調査を実施。一部の事例については現地調査及びヒアリングも実施。
- ・アンケート調査からは、教育委員会や保育担当部局では様々な手続きが必要となることへの事務の負担が大きいと考えている一方で、学校や保育所の現場では学校内に保育所があることによるメリットを感じていることが明らかとなった。
- ・今回調査の対象とした事例について、施設の設置形態区分により五つのタイプに分類し、保育所運営の特徴や施設整備に当たっての留意点を整理。

3. 今後の予定

- ・本報告書は、余裕教室を活用して保育所整備を計画する際の参考となるよう、全国の都道府県及び市区町村の教育委員会、保育担当部局に配布する予定です。
- ・当研究所のホームページに報告書全文を掲載しています。
(アドレス <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/hoikusyo.pdf>)

(お問合せ)

国立教育政策研究所文教施設研究センター

センター長：齋藤福栄、総括研究官：新保昌人

電話：03-6733-6993

〔広報担当〕企画普及室 室長補佐：岩城由紀子

電話：03-6733-6812 (直通)

余裕教室を活用した保育所整備について

～学校施設の有効活用に関する調査研究報告書～

■ 研究の背景と目的

- 全国の待機児童は都市部に集中しているが、保育所整備に必要なスペースの確保が容易でないことから、その具体的方策として小中学校の余裕教室等の既存の社会資源の活用を推進することとされた。
- 余裕教室を活用した保育所の整備に当たっては、地方自治体の関係部局が一体となって取り組んでいく必要があり、国においても関係各府省が連絡協議を行うこととされている。
- 余裕教室を社会教育施設等に転用した事例は多数あるが、保育所へ転用した事例は少ない。
- このことから、国立教育政策研究所では文部科学省からの要請を受け、厚生労働省とも連携して、余裕教室を保育所に活用する際の問題点や推進方策を検討するための調査研究を実施することとした。

■ 研究の実施方法

- 平成22年7月に調査研究会を設置。（主査：吉村 彰 東京電機大学大学院教授）
学識経験者、設計実務者、地方自治体行政担当者等10名が参加。
- 平成24年9月に報告書を公表。（予定）
- 具体的な研究内容は次のとおり。
 - ① 余裕教室を活用した保育所整備の先進事例の調査
 - ② 先進事例における分類と特徴及び保育所整備による効果と課題
 - ③ 保育所整備を推進するための留意点のまとめ



■ 研究報告書の骨子

○保育所整備の先進事例を対象にアンケート調査を実施（一部を対象に現地調査も実施）

- 調査対象は13地方自治体の23事例。
- 教育委員会と保育担当部局それぞれに調査を実施。
- 教育委員会への調査は、保育所部分の貸借手続、財産区分、光熱水費・修繕費の区分、余裕教室の情報提供、転用の実施プロセス、保育所整備の課題及びメリット等。
- 保育担当部局への調査は、保育所の運営形態、開所時間、定員、現員、園児と児童生徒の連携、施設改修の概要（位置、面積、工事費、財源等）、転用の実施プロセス、面積の決め方、保育所整備の課題及びメリット等。

○アンケート調査から明らかになった傾向

- 1) 教育委員会や保育担当部局では、以下のような課題があると考えている。
 - 財産区分の変更、貸借手続、教職員や保護者への説明などの様々な手続が必要なため、事務の負担が大きい。
 - 保育所の基準に適合させるための施設改修の負担が大きい。またその財源確保が困難。
- 2) 学校や保育所の現場では、学校内に保育所があることのメリットを感じている。
 - 園児とのふれあいを通じて児童生徒の豊かな情操を育む教育に効果がある。
 - 学校の屋外スペースを園庭のように利用できるなど、よりよい保育環境が提供できる。

(前ページのつづき)

○先進事例の分類と特徴 < I～Vタイプに分類 >

Iタイプ < 小学校+保育所分園 >



【特徴】

- ・乳児の待機児童対策として分園を整備したものが多く、乳児を対象としている分園では3歳になると本園に進級。
- ・対象年齢が乳児のみの場合は、日常的な交流活動は少ない。

IIタイプ < 小学校+保育所分園(5歳児のみ) >



【特徴】

- ・保育所本園と隣接している学校に5歳児を対象とした分園を整備して、本園の定員(乳児+幼児)を増員したもの。
- ・5歳児と小学生は年齢が近く、毎日が幼小連携体験となる。

IIIタイプ < 小学校+保育所本園 >



【特徴】

- ・保育所に必要な全ての室を配置できる広い面積を確保できたもの。転用する面積が広く、調理室やトイレを新設するため、改修費用も多額となる傾向がある。

IVタイプ < 中学校+保育所分園 >

【特徴】

- ・乳児を対象とした保育所を整備したもの。
- ・調査対象としたケースでは、中学生の保育実習や職業体験で従来から保育所との交流があり、学校内に保育所が整備されたことで一層交流が盛んになった。

Vタイプ < 待機児童対策以外 >

【特徴】

- ・保育所の事情により特徴は一律ではない。
- ・従来から小学校と幼稚園が併設されていたケースでは、保育室を整備した以外は既存の幼稚園施設を利用。幼稚園長が保育所長を兼務し、幼稚園教諭と保育士両方の資格を有する職員を配置するなど、一体的な運営に配慮している。

○整備によるメリット

「園児とのふれあいが児童生徒の豊かな情操を育む教育に効果」、「小1プロブレムへの対応として有効」、「保・小連携事業の本格的な実施」、「学校の屋外スペースも活用できる」、「用地を新たに取得する必要がない」、「待機児童対策に短期間で対応できる」等

○整備の課題

「保育所に転用するために教室等の移転や入替えが必要」、「保育需要のある地域と余裕教室のある地域が一致しない」、「将来の児童生徒数の予測が難しい状況での転用に抵抗感がある」、「保育所の基準に適合させる施設改修が負担」等

○保育所整備を推進するための留意点

- ・保育担当部局と教育委員会、更に関連する部局が連携して対処する枠組みづくりが必要。
- ・学校教職員と保育士との意思疎通を図ることや保護者等に対しても早い段階から丁寧な説明を行うなど、関係者の合意形成を促す取組が必要。
- ・余裕教室の活用には、学校全体の教室配置の見直し等を併せて考えることが重要。配置変更を行う場合の改修費用や備品の移転費用を考慮しておくことも必要。

■ 研究成果の活用と周知

- ・報告書は都道府県及び市区町村の教育委員会に送付するとともに、文教施設研究センターのHPに全文を掲載。
- ・教育委員会の担当者が参加する諸会議やセミナー等で、報告書を配布し、内容を説明。